

1 個人所得課税

1 住宅・土地税制

(1)住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の拡充等(大綱 P.23)。

①住宅の取得等で特別特例取得^(注)に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及びその控除の控除期間の3年間延長の特例を適用できることとされます。

(注)特別特例取得とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいいます。

イ 居住用家屋の新築…令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

ロ 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等…令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

居住用家屋	新築	未使用・既存・増改築等
契約時期	令和2年10月1日から令和3年9月30日	令和2年12月1日から令和3年11月30日
入居時期	令和3年1月1日から令和4年12月31日	
消費税率	10%	

適用期日等：令和3年1月1日から令和4年12月31日までの居住供用分について適用

②上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用できることとされます。ただし、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

(注1)上記①及び②について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とされます。

(注2)上記①及び②について、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても同様の措置が講じられます。

③要耐震改修住宅の取得をして耐震改修をした場合の特例、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置が講じられます。

赤枠は現行措置 (令和2年度時点)	2019(R1)年				2020(R2)年				2021(R3)年				今回の改正による追加的措置
	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	
住宅 ローン減税	消費税率10%が 適用される場合 (新築等)		10年間 4,000万円 (5,000万円)		13年間 4,000万円 (5,000万円)		10年間 4,000万円 (5,000万円)		○現行の控除期間13年の措置について、 契約期限と入居期限をともに1年延長。 ・契約期限(注文住宅はR2.10~R3.9、分譲住宅等はR2.12~R3.11)と入居期限(R3.1~R4.12)を満たす者に適用。 ・コロナによる入居遅延は問わない。 ・50㎡以上の場合、控除率や所得要件等について、変更なし。				
	上記以外の場合		10年間 2,000万円 (3,000万円)		(契約)注文住宅:R2.9 (入居)R3.12 (期限)分譲住宅等:R2.11 (期限)R3.12								
すまい給付金	所得に応じて 10~30万円		所得に応じて 10~50万円						○控除期間13年の措置の延長分については、所得 制限を設けた上で床面積要件を40㎡以上に緩和。 ・契約期限(注文住宅はR2.10~R3.9、分譲住宅等はR2.12~R3.11)と入居期限(R3.1~R4.12)を満たす者に適用。 ・40㎡以上50㎡未満については、 合計所得金額1,000万円以下の者に適用。				
贈与税 非課税措置	消費税率10%が 適用される場合 (新築等)		2,500万円 (3,000万円)		1,000万円 (1,500万円)		700万円 (1,200万円)		○R3.4~R3.12について、R2年度と同額の 非課税限度額を措置。 ・R3.4~R3.12に住宅取得等に係る契約を締結した者に適用。 ・50㎡以上の場合、所得要件等について、変更なし。				
	上記以外の場合		700万円 (1,200万円)		500万円 (1,000万円)		300万円 (800万円)						○所得制限を設けた上で床面積要件を40㎡以上に 緩和。 ・R3.1以後の贈与について適用。 ・40㎡以上50㎡未満については、 合計所得金額1,000万円以下の者に適用。

(出典：国土交通省 12/21付 報道発表資料 別紙)

(2) 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の縮減・延長(大綱 P.25)

適用対象から開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業を除外するなどの見直しが行われた上、その適用期限が3年延長されます。

適用期日等：令和5年12月31日まで延長

2 租税特別措置等

(1) セルフメディケーション税制の延長等 (大綱 P. 33)

① 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制) について、特例の対象となる医薬品の範囲について見直しを行った上、その適用期限が5年 (令和8年12月31日まで) 延長されます。

適用期日等：令和4年分以後の所得税について適用

② 健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類 (以下「取組関係書類」という。) については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示を不要とすることとされます。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、その取組関係書類の提示又は提出を求めることができるとし、その求めがあったときは、その適用を受ける者は、その取組関係書類の提示又は提出をしなければならないこととされます。

(注) 確定申告書の提出の際に添付すべき医薬品購入費の明細書には、その取組に関する事項を記載しなければならないこととされます。

適用期日等：令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用

項目	概要
1 5年間の延長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本税制は平成29(2017)年から令和3(2021)年末までの時限措置である。 ○ セルフメディケーションに対するインセンティブ効果の維持・強化が重要であり、また政策効果の検証を引き続き実施することが必要であることから、令和4(2022)年から更に5年間の延長(2022年～2026年)を行う。
2 税制対象医薬品の範囲拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本税制は、「医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い医薬品」としてスイッチOTC医薬品を税制対象としているが、税制のインセンティブ効果をより強化するために、以下の見直しを行う。(2022年分以後の所得税等に適用) <ul style="list-style-type: none"> ① 所要の経過措置(5年未満)を講じた上で、対象となるスイッチOTC医薬品から、医療費適正化効果が低いと認められるものを除外 ② 医療費適正化効果が著しく高いと認められる薬効については、対象をスイッチOTC以外にも拡大(3薬効程度) ○ 対象とする医薬品の具体的な範囲については、今後、専門的な知見を活用して決定。
3 手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本税制は一定の取組の実施を証明する第三者作成書類(定期健康診断の結果通知表等)の提出を求めている。 ○ 煩雑な手続きが本税制の利用を妨げているため、対面申請の場合もe-Taxと同様に第三者作成書類は手元保管とし、確定申告書を提出する際の提示は不要とする。(2022年以後の確定申告から適用) ○ e-Taxの場合も、レシート管理アプリ(スマートレシート等)との連携により医薬品名の入力を省略する等、入力手続きの簡素化を図る方策について、厚労省において引き続き検討。(非税制改正事項)

※延長・拡充による効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時に必要な措置を講じる。

(出典：厚生労働省 令和3年度 税制改正の概要)

3 その他

(1) 退職所得課税の適正化 (大綱 P. 35)

① その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者がその退職手当等の支払者からその勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの (以下「短期退職手当等」といいます。) に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととされます。

② 上記①の見直しに伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等について所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和4年分以後の所得税について適用